

「三重県観光振興条例（仮称）の考え方（素案）」に対する
パブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成22年12月15日（水）～平成23年1月14日（金）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、農水商工部、観光局）への掲載
- (3) FM三重での告知放送
- (4) 三重県観光連盟メール通信の配信
- (5) 市町あての文書照会
- (6) 観光局、情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	7	7

(2) 個人団体別

個人	団体	合計
1	6	7

(3) 項目別延べ意見数（意見件数）

項目	意見数
全体的な意見	4
趣旨	0
目的	1
定義	1
基本理念	0
県の責務	1 2
各主体の役割	2
合 計	2 0

4 意見に対する対応

(1) 対応状況

項目	意見数
文章の修正、記述の追加等により、骨子案に反映するもの	8
既に骨子案に反映しているもの	4
骨子案への反映は難しいが、施策や事業の実施段階で対応・検討するもの	3
何らかの理由で、骨子案に反映することが難しいもの	2
その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	3
合計	20

(2) 意見とその対応

(全体的な意見)

	素案に対する意見概要	対応
1	この条例を基に基本計画を策定し、そのうえで事業を実施していく型式であれば、長期的な視野での事業展開も行いやすくなるので、望ましいことだと思う。	条例には、施策を具体的に推進する「基本計画」を策定する旨、規定したいと考えています。今後、条例の検討と合わせて、同計画の策定も進めていきたいと考えています。
2	条例制定のみならず、いかに実効性を持たせていくかが重要である。	
3	県の役割の記述が多く、県主導の観光となる気がする。民主官援が基本姿勢だと考える。	「基本理念」において、「観光振興は、県、市町、県民等がそれぞれの立場において連携し協働すること」を記述しているところであり、ご意見の趣旨に沿って取組を進めることが重要であると考えています。
4	まちづくりの視点と文化の視点が不足しているのではないか。	「施策の基本方針」に「町並の整備と一体となった観光地の景観整備」を記述しているところですが、ご意見も参考として、「基本理念」においても、「地域の観光資源（歴史、伝統、文化等）を充実させ、継承することの重要性」を加筆したいと考えています。

(目的)

	素案に対する意見概要	対応
5	<p>三重県には観光資源として伊勢神宮、北畠神社等、悠久の昔からの建造物が沢山見られる素晴らしい県である。先人から受け継いだ歴史や文化に誇りと愛着を抱くことが出来てこそ県内の観光を振興することができると思う。</p> <p>そこで、「目的」下段の「県民が郷土への誇りと愛着を持つことのできる地域社会」については、「県民が郷土の歴史と文化に誇りと愛着を抱くことのできる地域社会」に書き変えてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を盛り込んだ「観光行動」という言葉を、新たに「定義」とするとともに、「県民の役割」及び「施策の基本方針」において、同行動の促進を図る旨を記述することにより、対応したいと考えています。</p>

(定義)

	素案に対する意見概要	対応
6	<p>「観光行動」という言葉は抽象的でイメージしづらいと考える。「定義」に追加記入してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、新たに「観光行動」の「定義」を記述します。</p>

(県の責務)

	素案に対する意見概要	対応
7	<p>市町が参画している広域的な観光振興への総合調整を行ってほしい。県境にある市町にとっては、県の関与が必要となる場面がある。</p>	<p>「県の責務」に、「県は、市町等が相互に連携できるよう調整や支援を行う」旨を記述するとともに、「施策の基本方針」においても、「県内各地域や他府県との広域的な連携の促進」を設けているところであり、今後も必要な調整を図っていきたいと考えています。</p>
8	<p>市町が地域特性を生かして行う観光振興施策への支援を表現してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「市町との協働(1)」の記述を修正します。</p>
9	<p>「市町との協働(1)」は、共</p>	

	<p>通の目的の有無に関わらず、一方的に施策の協力を求めており、対等・協力関係との認識に立っていない。</p> <p>「県は、目的を共有しつつ市町とともに、県と協働して地域特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、実施するものとし、必要に応じ、県の施策への協力を求めることができる。」としてはどうか。</p>		
10	<p>「市町との協働(1)」は、意図は理解するものの、主体をより明確にするため、「県は、市町に対し、県と協働して各地域の特性に応じた観光の振興に関する施策の策定を促し、実施すること」としてはどうか。</p>		
11	<p>「市町との協働(1)」は、県が市町に対して一方的に協力を求めていると受け取られる。市町の取組を積極的に支援する表現としてほしい。</p>		
12	<p>「市町との協働(2)」において、「県は、情報の提供、技術的な支援その他必要な協力を行う。」旨、記載されているが、「資金的な支援」を記述できないか。市町にあっては、やはり県の補助金等の資金支援が必要なのが現状である。</p>		<p>現在、地域が主体的に取り組む観光地づくりの取組に対しては、「魅力ある観光地づくりグレードアップ支援事業」に係る補助金の交付等により、支援を行っているところであり、施策や事業の実施段階で対応していきたいと考えています。</p>
13	<p>「体験学習を中心とした教育旅行の誘致」は、当町においても、その受入体制の強化に努めているが、教育サイドでは、教育旅行の推進を図っているよう</p>		<p>「教育旅行の誘致」は、「施策の基本方針」における重複等を精査した結果、骨子案では、「情報発信及び誘客の仕組みづくり」等の取組に包含されるものとして、整理統合したいと考えています。</p>

	には感じられないので、働きかけをお願いしたい。		<p>ただし、同取組の必要性は十分に認識していますので、具体的な施策展開については、「基本計画」において改めて盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、ご要望のあった教育サイドへの働きかけについては、県では、県内の小中学校教務担当者に教育旅行等についての説明会を実施し、「三重県体験学習ガイドブック」を配付するなど、受入体制の充実等を図っているところであり、引き続き、関係者との協働により、教育旅行の誘致に取り組んでいきたいと考えています。</p>
14	他の都道府県との広域的な連携による観光振興の視点を盛り込まなくてもよいか。		ご意見につきましては、「施策の基本方針」の一つに位置づけているところです。
15	今後、我が国の人口減少を考えたとき、外国人観光客の誘致に一層の力を注ぐべきと考える。外客誘致に係る方針や目標を具体的に規定してはどうか。		本県の観光の持続的な発展を考えたとき、外国人観光旅行者の誘客に関する取組は重要であると考えています。そのため、同取組を「施策の基本方針」の一つに位置づけるとともに、具体的な方針等については「基本計画」に盛り込むことによって、積極的な施策展開を図っていきたいと考えています。
16	インバウンドに対する方向性が見えにくい。今後、外国人観光客の誘致は、三重県にとって重要となってくると考えられるため、もう少し積極的な表現でも良いのでないか。		
17	「財政上の措置」は、「努める」という努力目標ではなく、「講じる」といった積極的な姿勢を出してはどうか。		「必要な財政上の措置」には、県予算の確保のほか、国の交付金等の活用も含めた広い概念で捉えていることから、「努める」という表現の方が適切ではないかと考えています。
18	「財政上の措置を講ずるよう努める」は、条例の常套句だと思うが、全体トーンと一致させて、「講じる」としてはどうか。		

(各主体の役割)

	素案に対する意見概要	対応
19	「市町の役割」は規定しないのか。	国の「観光立国推進基本法」では、第4条において「地方公共団体の責務」が規定されており、県だけでなく市町も、観光立国の実現に向けた一定の役割分担を有しているものと考えられます。そこで、同規定を設けるかどうかについては、引き続き、市町との協議を通じて検討していきたいと考えています。
20	「県民の役割」における「豊かな県民生活の向上に観光を活用する」の意味が分かりづらい。特に「県民が観光を活用する」が不明である。単純に「自らの観光行動を通じて、豊かな県民生活の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。」で良いのではないか。	ご意見を踏まえ、「県民の役割」の表現を修正します。